マイナ保険証強制反対・番号法改悪反対 集会宣言

政府は3月7日、マイナンバー制度を変える法改正を閣議決定し国会に提出した。改正案は 第一に、マイナンバーの利用範囲を社会保障・税・災害対策以外に拡大し、その突破口として国 家資格や在留資格の管理等にマイナンバー利用を広げようとしている。それら管理強化が問題であ るだけでなく、更なる社会保障・税・災害の枠を外した利用拡大の第一歩だ。

第二に、マイナンバーの利用を法に準じた事務にも可能とし、情報連携を法の規定から外して省 令で認め拡大しようとしている。これは利用・提供を法律で規制していることが個人情報の保護措 置だと説明してきたことを崩して、プライバシーを損なう利活用を推進しようとするものだ。

第三に、公金受取口座登録を本人が同意しなくても勝手に行う「行政機関等経由登録」の導入だ。 反発を意識して残高や取引履歴を把握するものではないと強調しているが、昨年12月に所得・資産 把握による社会保障の応能負担の徹底をめざすロードマップを策定していることと無縁ではない。 第四に、健康保険証廃止に向けて「資格確認書」の交付を規定し、今後、省令による健康保険証 の交付義務の廃止や、成りすましのリスクを増大させる代理交付の要件緩和などが控えている。

第五にマイナンバーカード普及のため、乳児の顔写真の省略や自治体による交付時の確認を曖昧 にする郵便局や在外公館での申請を可能にするなど、成りすまし防止という導入目的を変質させる。

最高裁は3月9日、全国8カ所で提訴されたマイナンバー利用差止等請求訴訟のうち、九州・仙台・名古屋訴訟を先行して棄却する判決を下した。憲法13条のプライバシー権を15年前の住基ネット判決のまま「みだりに第三者に開示又は公表されない自由」と解し、情報化の進展に対応した自己情報コントロール権を認めず、指摘してきた現実に起きている問題事例を検証せずに法の規定をなぞるだけで漏洩や目的外利用等の「危険性は極めて低い」と判断する不当判決だった。

しかしこの最高裁判決でも、「具体的な法制度や実際に使用されるシステムの内容次第では・・・芋 づる式に外部に流出・・・不当なデータマッチング・・・により第三者に開示又は公表される具体的な 危険が生じ得る」と認め、番号法が利用範囲を社会保障・税・災害対策に限定し、提供を制限列挙 した例外事由に該当する場合にのみ認めていること等を、合憲理由としていることに注視しなければならない。政府が番号法改正で行おうとしているのは、これら個人情報保護措置をなし崩しにすることであり、最高裁判決に照らしても認められるものではない。

政府は2019年にほぼ全住民に2023年3月までにマイナンバーカードを所持させる想定をたて、「骨太の方針2021」でそれを目標として閣議決定した。その結果、マイナンバーカードの申請は番号法で任意とされているにもかかわらず、所持を強要する動きが続いている。しかし約2兆円の税金を投じたマイナポイントが終了しても普及率は7割にとどまるなど、マイナンバーカード普及方針は失敗している。これはマイナンバー制度に対する市民の不安・不信・疑問の強さと、すべての個人情報をひも付けようとする制度設計の誤りを示している。

ところが政府は失敗を反省することもなく医療を人質に所持を徹底させようと、健康保険証を2024年秋に廃止しマイナンバーカードと一体化をめざすと、2022年10月13日記者会見で閣議決定を覆し突然発表した。この地域医療を破壊するオンライン資格確認等システム義務化に対し、保険医は義務化無効の裁判を2月22日提訴している。患者にとっても保険診療のためにマイナンバーカードの申請・更新が必要になり、受診のたびに提示しなければならず、紛失を心配しながら持ち歩くことを強いられる。さらに「より良い医療のため」として医療情報の閲覧をしなくても窓口負担を増やされ、プライバシー性の高い医療情報の漏洩や意図しない利用のリスクにさらされる。

政府は番号法改正案を撤回し、情報主体である私たちの自己情報コントロール権を認め、マイナンバーカードの押しつけとオンライン資格確認等システムの義務付けを直ちにやめよ!